

2022年第4回定例会 一般質問

人工的な香りに含まれる化学物質から市民を守るために

こんにちは。生活者ネットワークの木下安子です。これより通告にしがいで、大きく2点について、一問一答形式で一般質問をおこないます。

まず、人工的な香りに含まれる化学物質から市民を守るためにというタイトルで、香害の実態把握状況とこれまでの取組みについて伺います。

香害は、「かおり」という字と「害」と書きます。香害とは、単なる香りの好き嫌いによって感じる不快感ではなく、人工的に作り出した香りに含まれる化学物質を吸い込むことにより、めまいや吐き気、頭痛、咳といったさまざまな症状が引き起こされるものです。

2000年台半ばごろに強い香りの外国製柔軟剤が日本に輸入され、香りブームが起きました。これをきっかけに、日本のメーカーも開発、生産に乗り出し、以来、人工的な香りのついた商品が数多く販売されています。しかし、香りブームが起きた頃から香害の被害の声が消費者センターなどに届き始め、特に2017年に日本消費者連盟が相談窓口「香害110番」を開設してからは社会問題としての周知も進んできています。

衣料用洗剤、シャンプー、整髪料、化粧品、香水などの人工的に作られた香りに用いられる化学物質は、建材や塗料、接着剤、また殺虫剤や芳香剤に含まれる化学物質、またたばこの煙と同じように、化学物質過敏症の原因になります。香りに苦しむ人の半数が化学物質過敏症の診断を受けているとのこと。化学物質過敏症の人は、診断を受けた人は70万人程度、潜在的には100万人いるとも言われています。特に体が小さい子どもへの影響は大きく、こういった商品の使用には注意が必要です。

新潟県立看護大学が2005年から17年の間に小中学生約11000人を対象に3回実施した調査によりますと、有効回答数7224人のうち12.1%に、中学生のみでは平均15%程度の生徒に化学物質過敏症の兆候が見られたとの結果です。最近は香りが長持ちするというマイクロカプセルを使った商品も売り出されており、カプセルは周囲に広がり、本人も周りの人も、はじけ続けるカプセルから放出される化学物質を吸い込み続けることとなります。はじけた後のマイクロカプセルは風に乗る、海に流れ、マイクロプラスチックとして海洋汚染の原因にもなります。

香害については、平成29年第4回定例会の一般質問で生活者ネットワークの二宮議員が取り上げ、その後、私も常任委員会で繰り返し対策を求めてきたところです。しかし、周知は大きくは進んでおらず、その後も苦しむ市民の声が寄せられています。お隣りが柔軟剤を使用して洗った洗濯物を干したり、香料の入ったシャンプーを使って換気扇を回したり、また子どもが給食ガウンを持ち帰ることで香り成分を吸い込み、気持ちが悪くな

ったり頭が痛くなったりする。こういった訴えは、また比較的軽傷のもので、化学物質過敏症を発症した方々からは、仕事を続けられなくなった、高校にほとんど通えなかった、電車にも乗れない、人がいるところに出ていくことができない、選挙にも、災害時に避難所に行くこともできない、という深刻な声があります。

一方、香り製品を使っている人自身は嗅覚が麻痺してくるため、自分が発している香りの強さには鈍感になります。良い香りだと思って使っているものに対して、被害の実情はなかなか伝えづらいものです。神経質だなどと理解されないことが孤立感を生み、精神的に追いつめられる人も多いようです。

市民の健康を守る市の責務として、香害から市民を守るために取組みを進めるよう求めるものです。まず、これまでの市内の香害の実態把握状況、および取組みについてお答えください。

<福祉健康部答弁>

香害の実態把握状況とこれまでの取組についてお答えします。

整髪料・香水・制汗剤、洗濯洗剤や柔軟仕上げ剤など、日常生活において身近にある香りが付いた製品は、現在、消費者ニーズに応じて、香りの強さや種類を選択できるよう、芳香性を工夫した様々なものが広く販売されています。

一方、人によっては強い香りを不快に感じ、頭痛や吐き気といった体調不良を訴えることもあり、こういった問題が「香害(こうがい)」と呼ばれ、社会的な注目が高まっているものと認識しています。

市においても、消費者庁など5省庁連名で作成された啓発ポスターを掲示することと併せて、消費生活情報として、柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報を市ホームページに掲載し、香りの感じ方には個人差があることや、強い香りでも不調を訴える方もいること、使用に当たっては適切な使用量を守り周囲に配慮することなど、注意喚起を行ってきました。

また、教育委員会では、化学物質に関して配慮が必要な児童・生徒が在籍する場合、当該学校においては、香料などを含まない手洗い石けんや洗濯用洗剤の使用、本人専用の給食衣の貸与などの必要な対応を行うほか、教職員向けの研修や保護者に向けた意識啓発にも取り組んでいるところです。

さらに、調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会において、化学物質過敏症の児童・生徒の保護者の意見を伺うことで、室内化学物質だけでなく、香り付き製品等の香りでも不調を感じ、辛い思いをされている当事者の現状把握等に取り組んでおります。

【まとめ】

ありがとうございます。私も建設委員会では環境生活担当課に、また文教委員会では文化生涯学習課や学務課に苦しむ市民の実態を訴え、対策の充実を求めてきており、ご答弁のように、さまざまな取組みがされていることは承知をしております。しかし、例えば、ご答弁にあった学校での対応や保護者への意識啓発は、化学物質過敏症を発症している児童がいる学校にとどまっていることから、深刻な健康被害が起きてからの対処療法的な対応です。中学進学後はまた一から理解を求めなければならないようでは、当事者にとっては精神的負担も大きくなってしまいます。

学校では、週末に自宅で洗濯した体育着や給食ガウンを月曜日に取り出すと、洗剤や柔軟剤に含まれる化学物質が一斉に飛び散り、それを子どもたちが吸い込みます。同様のことは保育園でも起きているでしょう。量が多ければ体が小さい子どもたちは過敏症を発症する危険性が高まります。全市的に周知啓発を行うことが必要であり、そのためにも、福祉健康部には是非とも要となって取り組んでいただきたいと思います。

調べておりましたら、5年前のH29年、福祉健康部が第3次調布市市民健康づくりプラン策定の際に募集したパブリックコメントの中に、香害への周知や対策を求める意見が複数寄せられておりました。そこで福祉健康部は、香害が社会問題になっていることへの認識があることを示した上で、「市として、このような健康被害があることを周知するよう努めて参ります」と回答しています。また、「香害」など、時代の変遷により新たに生じる問題に対し、「いち早く対応できるよう努めて参ります」とも回答をしています。

しかし、国から提供があったポスター3枚の掲示とHPでの周知のみでは、市民に浸透していない現状があります。もはや新しい問題と呼ぶには時間が経過している問題ではありますが、全市民の健康に関わる問題として、情報収集に努め、庁内連携で理解を促進し、市内の実態把握や意識啓発を進めるよう求めるものです。

そこで、2つ目の質問に移ります。

(2) 市民に分かりやすい周知啓発を

香害は、受動喫煙と同様、市民が加害者、被害者の関係になることから、分断を招きかねない問題でもあります。また、使用している人自身も過敏症を発症する危険性があります。分かりやすい周知啓発を広く、繰り返し行うことを求めます。

ア 5省庁ポスターの活用を

まず5省庁のポスターの活用です。画面をご覧ください。



- ・消費者庁
- ・文部科学省
- ・厚生労働省
- ・経済産業省
- ・環境省

出典：厚生労働省

この啓発ポスターは、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、そして環境省の5つの省庁が共同で発行しています。つまり、消費者、学校や保育園などの子ども施設、福祉施設、生産業者などを対象に、幅広い啓発に活用することが期待されているものです。画面を終わります。

ポスターは、現在もデータをダウンロードし、独自に印刷する他、画像データの活用も可能です。学校ではすでにデータの共有がされていると伺っています。さらに複数部署で共有し、関連の公共施設やSNSなども活用し、幅広く周知を進めることを求めますが、見解をお答えください。

イ 市独自の取組みについて

また、独自の取組みも求めます。画面をご覧ください。

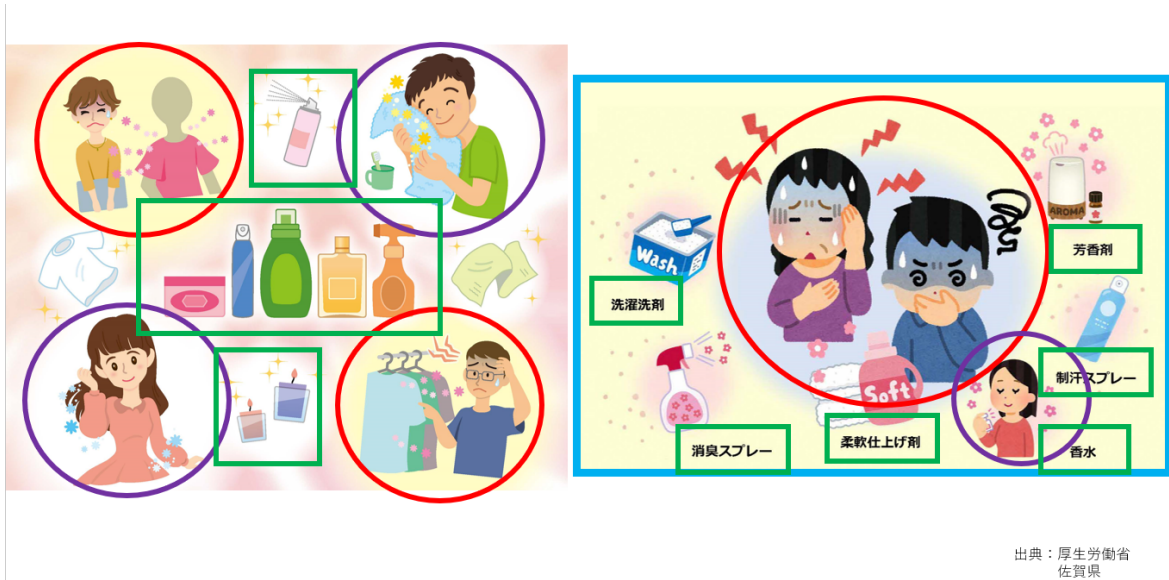


出典：
厚生労働省
佐賀県

右側は、佐賀県が作成したものです。まず文言ですが、5省庁ポスターの「その香り 苦しんでいる人がいるかも？」に対して、佐賀県の方は、「その香りで苦しんでいる人がいま

す！」となっており、苦しむ市民がいる実態を踏まえた表現となっています。

イラストを見ますと、5省庁の方は、香りを楽しむ人と苦しむ人の比率が同じですが、佐賀県の方は苦しんでいる人を強調した描写となっています。原因となる香り製品については、5省庁の方は容器のイラストのみであるのに対し、佐賀県の方には洗濯洗剤、消臭スプレー、柔軟仕上げ剤、香水、制汗スプレー、芳香剤といったように、種類が明記してあり、分かりやすくなっています。



出典：厚生労働省
佐賀県

こちらは日本消費者連盟のポスターです。具体的で分かりやすく、また香害についての解説や柔軟剤を使わない洗濯方法も紹介されています。こちらはダウンロードして使用することが可能です。

あなたのその香り 香害かも？

香害とは
柔軟剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤などの香りを持つ製品による健康被害のこと。体臭は含まれません。目やのどの痛み、せき、頭痛、めまい、吐き気、アレルギー症状などを誘発します。

柔軟剤をやめてみませんか？ *調査アンケート調査で「柔軟剤」の被害件数が最多です！
柔軟剤や合成洗剤の中には、マイクログカプセル(合成樹脂)に、香料や消臭除菌成分を閉じ込めて、作用を長持ちさせる製品があります。香料には、アレルギー性、神経毒性、発ガン性があるものがあり、消臭除菌剤は、常在菌を殺して免疫力を下げるほか、呼吸器疾患の原因に。カプセルが弾ける際に、中身と外側のカプセル素材から化学成分が飛び散り、周囲へも広がります。マイクログカプセルのサイズはPM2.5前後と小さいため、吸い込むことで健康被害が生じ、大気や水の環境汚染の問題も。柔軟剤は合成界面活性剤の中でも毒性の強い陽イオン系。石けんで洗濯すれば柔軟剤は不要です。まずは柔軟剤からやめてみませんか？(クエン酸やお酢で代用できます)

こちらは世田谷区が発行しているチラシです。子ども向けのチラシは小学校5、6年生に配布をしています。香り製品だけでなく、殺虫剤など化学物質を含んでいる日用品について幅広く啓発する内容となっています。

「いいにおい」で、 具合が悪くなる??

最近、「いいにおい」の商品が多く売られています。そのなかでも、洗濯で使用する柔軟仕上げ剤のにおいが原因で、体調が悪くなる場合があります。そのほかにも、ラベンダーなどの香り成分が、ぜんそく発作のきっかけになることもあります。

においは空気中にたどよう化学物質のつづ

私たちは化学物質のつづを鼻から吸い込むとおいと感じます。においの強い商品ほど、多くの化学物質のつづが、空気中にふわふわとたどっていきます。いいにおいと感じる人もいれば、体質により具合が悪くなる人もいます。また、室内の空気中に化学物質のつづがたぐさんあると、シックハウス症候群の原因となることもあります。

シックハウス症候群ってなに?

家の中の空気中にたどよう化学物質のつづを吸い込んだことが原因で、目やのどの痛み、頭痛や体のだるさなどの症状が現れることがあります。これをシックハウス症候群とよびます。家から離れると症状がなくなるのが特徴です。

※建築中の建物などの化学物質が蓄積されています。

家の中の 化学物質を見直そう

私たちが使う日用品には、さまざまな化学物質が使用されています。特に、においの強い商品ほど、多くの化学物質を発生します。体質によっては微量の化学物質を吸い込んだだけでも、目やのどの痛み、頭痛などがおさる場合があります。そこで化学物質に頼りすぎない生活スタイルを考えてみましょう。

「いいにおい」のほずが健康被害?

近年「香りブーム」といわれ「いいにおい」の商品が多く流通していますが、使用して具合が悪くなったという相談が増えています。独立行政法人国民生活センターによると、においに関する相談が大幅に増え、なかでも柔軟仕上げ剤の相談が急増しています。本人以外が使った柔軟仕上げ剤による相談が多いのも特徴です。ラベンダーなどの香り成分が、ぜんそく発作のきっかけになる例もあり、注意が必要です。

国民生活センター相談例

- ※柔軟仕上げ剤を使用したところ、せきが止まらなくなり、医師に複数の薬を処方された。(30歳代男性)
- ※近隣の洗濯物や電卓内等で柔軟仕上げ剤の香料で頭痛や気分が悪くなる。このように苦しむ人がいることを知ってほしい。(40歳代女性)

国民生活センターホームページより

シックハウス症候群について相談を受け付けています

お問い合わせ先 世田谷保健所 生活保健課 生活環境衛生
TEL 03(5432)2903 FAX 03(5432)3054

お問い合わせ先 世田谷保健所 生活保健課 生活環境衛生
TEL 03 (5432) 2903

現在、調布市のHPでは5省庁ポスターのデータへのリンクが貼られているのみですが、武蔵村山市のようにポスターの画像を貼りこむとより伝わりやすいと思います。

トップページ >暮らし・手続き >消費生活 >注意喚起情報

柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供

Like 0 ツイート

2022年7月21日 更新

柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供

近年、様々な香りの柔軟仕上げ剤が販売され、人気が出ています。その一方で、「隣家の洗濯物の匂いがきつくて頭痛や吐き気がする」といった被害を訴える人が増加しています。

アドバイス

「香り」に対する感じ方は一人ひとり個人差があり、自分にとっては快適な香りでも、人によっては不快に感じ、ひどい場合は健康を害する可能性があります。商品を選択する際は、商品のパッケージ等に記載されている「香りの強さの目安」を参考に選び、使用する際は使用量の目安を守り、周囲に配慮してお使いください。

詳しくは「ダウンロード」のPDF文書をご確認ください。

ダウンロード

- [柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供\(独立行政法人国民生活センター\)\(660KB\)\(PDF文書\)](#)
- [その香り困っている人がいるかも\(5省\(消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省\)連名作成\)\(1096KB\)\(PDF文書\)](#)

関連リンク

- [調布市消費生活センター](#)



画面を終わります。

以上のような先進的な事例を参考に、わかりやすい周知啓発を求めます。見解をお答えください。

<福祉健康部答弁>

市民への周知啓発についてお答えいたします。

はじめに、5省庁の啓発ポスターの活用とその後の取組についてです。

令和3年9月に、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁の連名で情報提供のあった「香りへの配慮に関する啓発ポスター」については、市施設に掲示し、来庁される市民への周知啓発に活用しました。

その後は、掲示スペースに限りがあるため、新型コロナウイルス感染症の急拡大への注意喚起や、疾患予防・健康づくりなどの情報提供に関するポスターの掲示を順次行っていることから、香りへの配慮に関する啓発ポスターは、現在、市ホームページでの情報提供に活用しています。

市民が集う場所や目に止まりやすい場所へのポスターの掲示については、関係部署とも協議しつつ、他の周知方策と併せて検討して参ります。

次に、市独自の取組による更なる周知啓発についてです。

現在、香りのもととなる香料に含まれる化学物質と、健康被害との因果関係については、未だ明らかとなっていない部分も多いことから、現状では、国においても具体的な対策が示されていないところです。

しかしながら、香り付き商品が広く普及・使用され、強い香りに過敏に反応してしまう方々の中には、日常生活に大きく支障をきたすだけでなく、周囲の人から一見して原因や苦しさが分かってもらえないことで、精神的に辛い思いをしている方もいるものと認識しております。

市としては、既存の媒体・資料の活用により、香りに苦しんでいる方がいることへの配慮について、効果的に啓発していくとともに、独自の取組を行っている自治体の事例に関しては、国等の動向と併せて研究して参ります。

【まとめ】

ありがとうございます。独自の啓発は研究しつつということですが、5 省庁ポスターの活用には引き続き取り組むとの答弁でした。強い香りに過敏に反応してしまう、との表現がありました。繰り返しになりますが、香害は香りそのものへの好き嫌いによる反応ではなく、香り成分に含まれる化学物質への反応であるという認識を深めていただきたいと思います。強い香りを感じるということは、化学物質を多く吸い込んでいるということです。環境部や教育部でのシックハウス対策の取組みや庁内研修、また文化生涯学習課での消費者への啓発事業などとも連携していただくためにも、苦しむ市民の声をしっかりと受け止め、市民の健康に関わる問題として市民への周知の促進を求めます。また、市民が互いの健康に配慮できるまちづくりを進めるために、次期市民健康づくりプランへの位置づけも検討を要望いたします。

(3) 職員への周知啓発について

最後に、庁内における職員への周知啓発について質問します。市役所にはあらゆる市民が訪れますので、職員も香害への配慮が必要です。職員同士でも影響を与え合っている可能性もあり、すべての職員が健康に働ける職場環境整備という観点からも、庁内での周知啓発は重要です。現在、香りについて職員の間で共有されている指針のようなものはあるでしょうか。また、人工的な香りが周囲の人の健康に及ぼす影響について、マナーの一環

として庁内でも周知啓発を求めたいと思いますが、見解をお答えください。

<総務部答弁>

職員への周知啓発についてお答えします。

市職員は、各種手続の受付や公共サービスの提供、相談対応などの窓口業務において、不特定多数の市民と接することから、市は、市民満足度の向上に向けて、継続的に接遇のスキルアップに取り組んでおります。その取組の一つとして、市職員の接遇に関する基本的な考え方や習得すべき接遇スキルを共有するため「調布市職員接遇マニュアル」を作成しております。その中で、窓口対応など接遇における基本的なマナーとして、言葉遣いや服装のほか、香水や化粧品の香りに関する留意事項についても明記し、職員へ周知しております。

職員接遇マニュアルは、新入職員に配布するほか、定期的を実施する職員の接遇研修で活用することで、更なる市民サービスの向上を図っているところです。

令和5年度においては、今年度中に策定予定の第3期人材育成基本方針を踏まえ、職員接遇マニュアルの改訂を予定していることから、香りに関する記載について、他自治体や企業における対応事例や人工的な香りに関する専門的知見も参考としながら検討して参ります。

【まとめ】

ありがとうございます。現在、庁内で共有されているマナーの中ですでに香水や化粧品などの香りについて留意事項が明記されているとの答弁でした。ただ、現在のものには、口臭も含まれるなど、あくまでも香りの好き嫌いの範疇での注意喚起に留まっています。健康被害の原因となるのは、化学物質が使われている香り製品であり、体臭や口臭は香害の原因とはなりません。予定されているマニュアル改訂の中で、人工的な香りに関する専門的知見も参考するとのご答弁でした。香害への理解を促進できるよう、マニュアル改訂をきに庁内での周知促進を強く求めます。職員アンケートを実施する際には、庁内での香害の実態についても調査し、マニュアル改訂に反映していただきますよう、合わせて要望いたします。

以上、香害に苦しむ市民に寄り添う取組みの進展を期待して、1点目の質問を終わります。